

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 知事及び市長は、災害対策基本法第23条及び同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第1節 市災害対策本部の設置・運営

市は、市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、災害対策基本法及び豊橋市災害対策本部規程の規定により市災害対策本部を設置する。

なお、市の区域を対象とした原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

1 市災害対策本部の設置

(1) 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、原子力災害発生のおそれの解消、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

また、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報するものとする。

設置区分	設置基準
原子力災害対策特別措置法による場合	・市域を対象とした原子力緊急事態宣言があったとき
市長が必要と認めた場合	・市域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき ・県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき

市長が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	・相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき
-------------------------	--------------------------

(2) 設置場所

本部は、市庁舎西館4階の災害対策本部室に設置する。

2 本部の組織・運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び豊橋市災害対策本部規程に定めるところによることとする。

また、本部活動を展開する中核として、統括調整部を災害対策本部室に設置するとともに、応急対策各部は、それぞれ市災害対策本部の組織として、災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、豊橋警察署、サーラエナジー株式会社、豊橋ケーブルネットワーク株式会社等防災関係機関から派遣された連絡要員を受け入れる。

3 災害対策本部員会議の開催

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ災害対策本部員会議を招集する。

災害対策本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

災害対策本部員会議の運営については、災害対策本部事務局がその事務を取り仕切る。

なお、協議事項は次のとおりとする。

- (1) 市域の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- (2) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (4) 公用負担に関する事項
- (5) その他災害対策上重要な事項

4 庁舎機能の確保

本部対策部庁舎班は、庁舎機能の被災状況について、次の事項を最優先に確認し、災害対策本部事務局に報告する。

また、本部対策部庁舎班は庁舎機能について迅速に復旧見込みを出し、代替施設・設備、燃料等を確保するとともに、ライフライン機関等に必要な協力を要請する。

- (1) 庁舎における電気、水道、ガスの稼働状況
- (2) 非常用電源設備の稼動状況、及び、燃料確保状況
- (3) 通信施設の稼動状況
- (4) 暖房・冷房施設の稼働状況

5 災害対策本部職員の動員

市長は、以下の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

全職員が参集対象となる第4非常配備においては、原則、勤務公署へ参集する。

なお、収集状況については逐次記録するものとする。

(非常配備体制)

区分	収集基準
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき・ごく小規模の災害が発生したとき・緊急事態区分（警戒事態）及び緊急事態区分（施設敷地緊急事態）の事象が発生したとき・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none">○準備体制<ul style="list-style-type: none">・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき・緊急事態区分（全面緊急事態）の事象が発生したとき・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき○警戒体制<ul style="list-style-type: none">・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき
第3, 4 非常配備	<ul style="list-style-type: none">・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本市に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき・特に市長が必要と認めたとき

6 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、本市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

第2節 県災害対策本部の設置・運営

県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

なお、県の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、県災害対策本部を設置する。

1 県災害対策本部の設置

(1) 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、原子力災害発生のおそれの解消、又は災害応急対策がおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

設置区分	設置基準
原子力災害対策特別措置法による場合	・県の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったとき
知事が必要と認めた場合	・県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき ・県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき
知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	・相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき

(2) 設置場所

本部は、県自治センター6階の災害対策本部室に設置する。

2 本部の組織・運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例に定めるところによることとする。

また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、東三河総局・県民事務所等に方面本部を設置する。

なお、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社その他関係機関から派遣された連絡要員を受け入れる。

3 災害情報センターの立ち上げ

本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。

災害情報センターは、県自治センター6階の災害情報センター室に設置する。

なお、方面本部には災害対策センターを設置する。

第3節 防災関係機関における活動体制等

1 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

2 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第4節 原子力防災業務関係者の防護対策

市、県及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

第5節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、知事は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

2 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し、市長は、知事に対してあっせんを求めることができる。

また、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、知事は内閣総理大臣（消防庁）に対し、市長は知事に対し、あっせんを求めることができる。

第2章 放射性同位元素取扱事業所等における

放射性物質災害発生時の応急対策

■ 基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震・津波災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

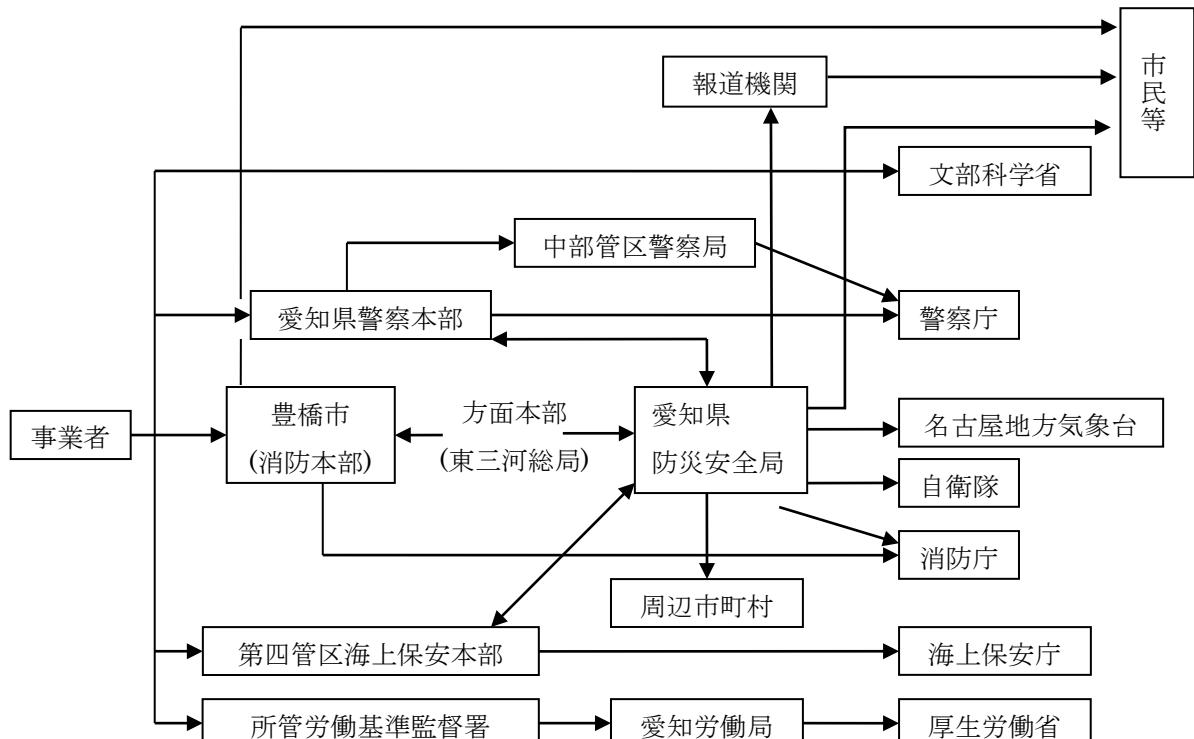
事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、直ちに所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市、消防機関等へ通報するものとする。

(2) 事故等の発生に係る県への通報

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

(3) 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



2 放射線障害の発生又は拡大防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

3 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

4 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「NBC災害等対応マニュアル」を例に実施するものとする。

5 広報活動の実施

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

6 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

■ 基本方針

- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとるものとする。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震・津波災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 事故の発生に係る市への通報等

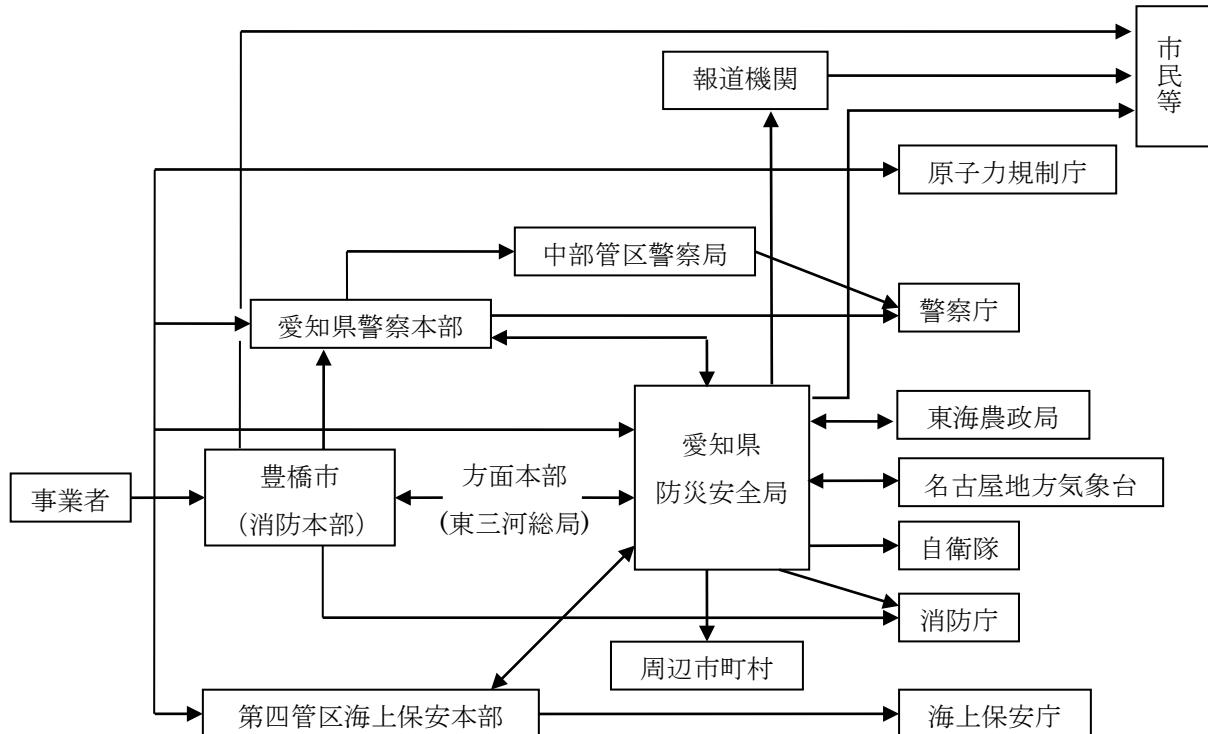
事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁に直ちに通報し、市、県、県警察、消防機関、第四管区海上保安本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。

(2) 事故の発生に係る県等への連絡

市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(3) 情報の伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 放射線の測定、汚染の防止等

事業者は、放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

3 専門的知識を有する職員の派遣要請

市及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

4 原子力災害合同対策協議会への出席

市及び県は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

5 市民等に対する屋内退避、避難指示

(1) 市民等への情報伝達活動

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(2) 市民等への情報伝達活動

市長は、必要に応じて避難指示を行う。また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

6 市民等への的確な情報伝達

(1) 市民等への情報伝達活動

市、県及び県警察は、連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

7 医療関係活動

(1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

(2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

8 消防活動（消火・救助・救急）

市（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「NBC災害~~等~~対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

■ 基本方針

- 4原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震・津波災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

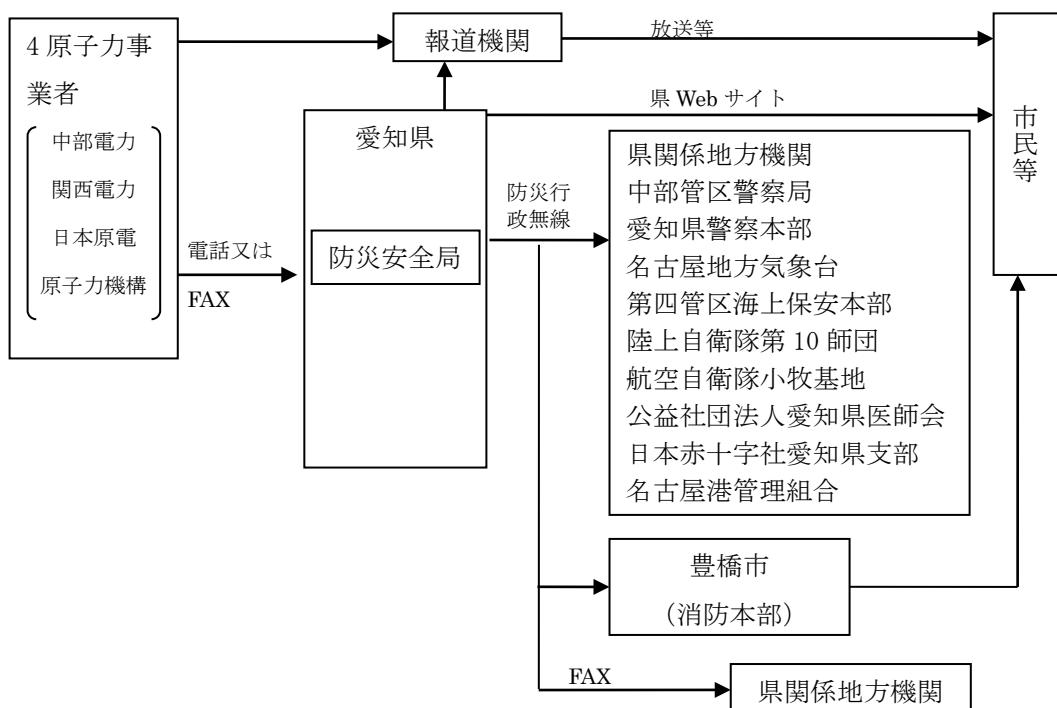
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 県内の地域が緊急事態対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。

2 情報の伝達系統

4原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。



第2節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

市及び水道事業者等は、OILの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第3節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市及び県は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第4節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

(1) 市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動
- ウ 消防本部の広報車等による広報活動
- エ 市のデジタル防災行政用無線（MCA無線）、緊急情報伝達システム（市内一斉通報用防災無線）、豊橋防災ラジオや広報車等による広報活動
- オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- カ インターネット、Webサイト等の活用による情報提供

(2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

- ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

3 広域避難活動

- (1) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (2) 要避難市町村は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (3) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

第5節 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第6節 消防庁からの要請に基づく消防活動

市消防本部は、県からの要請に応じ、速やかに特殊災害部隊（N災害）を出動させる。

第7節 放射性物質による汚染の除去への協力

市、県及びその他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第8節 飲料水・食品等の摂取制限等

1 飲料水の摂取制限等

水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第9節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

第10節 避難者の受入れ

1 避難者の受入れ

市外からの避難者の受入れは、避難元市町村と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合、又は県境を越えて避難する者について県から要請があったときは、次の対応を行うよう努める。

(1) 緊急的な一時受入れ

市は、避難元市町村と連携し、必要に応じて、市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

市は、避難元市町村と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。

イ アによる受入れが困難な場合、市内の旅館・ホテル等を市が借り上げて、避難所とする。

(3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

市は、避難元市町村と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。

イ 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

2 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。